

2021年3月26日版

第9次静岡県長寿社会保健福祉計画

<第9次静岡県老人福祉計画・第8期静岡県介護保険事業支援計画>

令和3年3月

静岡県

はじめに

日本の平均寿命は、80 歳を優に超え、世界に冠たる長寿の国です。

一方、日本の高齢化は世界でも類を見ない速さで進行しており、今後、更なる高齢化と人口減少により、高齢者を取り巻く環境は、これまでの「公助」中心から地域社会における助け合いである「互助」の比重を増していくことが求められています。

本県は、いくつになっても元気で活躍できる社会を目指して、2015 年度に本県独自の新たな年齢区分である「ふじのくに型人生区分」を提唱し、66 歳から 76 歳までを、様々なことに熟達し社会で元気に活躍する世代として“壮年熟期”と位置付けました。

これまで、この人生区分を普及するため、高齢者の多様な社会参加活動を応援してきたところ、県内では、地域住民が 65 歳を超えても社会を支える人、担う人として活躍し、地域で困っている人を支える活動が広がっています。

2020 年 1 月に我が国で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、人々の意識、行動、暮らし方、働き方に大きな変化をもたらしました。例えば、ICT は、高齢者にも普及してきており、オンラインを活用した「新たなつながり」が生まれています。

県民の皆様の生活が大きく変化する中、県は、ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見据え、第 9 次となる静岡県長寿社会保健福祉計画を策定しました。

新たな計画では、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念に掲げ、地域の中でその人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現をはじめ、健康づくりの推進や認知症施策、介護サービスの充実と、多様な人材の確保・育成など、6 つの柱を立て、施策を進めていくこととしました。

また、人生 100 年時代を迎え、社会健康医学の研究成果を生かした科学的知見に基づく健康寿命の更なる延伸にも取り組みます。

今後、これからの 3 年間、市町をはじめ、関係団体の皆様と力を合わせて、新たな計画を着実に推進してまいります。誰もが明るく希望を持って、元気に、幸せを実感しながら暮らすことのできる社会の構築には、県民の皆様一人一人の行動こそが大切です。世界が憧れる健康長寿“ふじのくに”づくりを共に進めてまいりましょう。



令和 3 年 3 月

静岡県知事 川勝平太

目 次

第1部 総論

第1 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 圏域の設定	2
第2 計画の考え方	3
1 高齢者を取り巻く現状と課題	3
2 第8次計画の成果と課題	4
3 地域包括ケアシステムの実現に向けての計画の理念と 施策の方向	5
4 計画の推進と進行管理等	8

第2部 施策の推進

第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	9
1 分野を越えた福祉の推進	9
(1) 地域共生の意識醸成	9
(2) 包括的支援の促進	10
(3) ふじのくに型福祉サービスの推進	12
(4) 権利擁護の推進	14
2 地域活動の推進	15
(1) 生きがいづくり活動・社会参加の促進	15
(2) 住民主体の支え合い活動の推進	19
3 地域共生社会の環境整備	21
(1) 住まいの安定的な確保	21
(2) 移動・外出しやすい環境整備	23
(3) 働きやすい環境整備	26
4 安全・安心の確保	28
(1) 防犯まちづくりの推進	28
(2) 消費者被害の防止と救済	28
(3) 交通安全対策の推進	29
(4) 防災対策・災害対策の推進	30
(5) 感染症対策の推進	34
第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	39
1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿	40
(1) 全体像	41
(2) 専門職の育成	42
(3) 住民への普及啓発	44

2	各段階における地域リハビリテーションの充実	46
	(1) 予防期（介護予防・重度化防止、疾病予防）	46
	(2) 急性期	53
	(3) 回復期	56
	(4) 生活期（日常生活への復帰）	59
3	科学的知見に基づいた健康寿命の延伸	64
	(1) 根拠に基づく健康福祉施策の推進	64
	(2) 社会健康医学の推進	65
第3	在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供	68
1	在宅医療・介護連携の推進	68
	(1) ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり	69
	(2) 在宅医療・介護連携推進事業の支援	71
2	在宅医療のための基盤整備	73
	(1) 訪問診療の促進	73
	(2) 訪問看護の充実	74
	(3) 歯科訪問診療の促進	76
	(4) かかりつけ薬局の促進	78
3	人生の最終段階を支える体制整備	80
	(1) 人生の最終段階に関する理解促進	80
	(2) 介護施設での看取りの推進	81
	(3) 在宅看取りの推進	82
第4	認知症とともに暮らす地域づくり	85
1	認知症を正しく知る社会の実現（知る）	87
	(1) 認知症に関する理解促進	87
	(2) 相談先の充実・周知	91
	(3) 認知症の人本人からの発信支援	94
2	認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）	96
	(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進	96
	(2) 予防に関する国の研究成果や事例の普及	99
3	地域で支え合いつながる社会の実現（支え合う）	100
	(1) 早期発見・早期対応	101
	(2) 医療体制の整備	104
	(3) 介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進	108
	(4) 地域支援体制の強化	112
	(5) 若年性認知症の人への支援	114
4	誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）	116
	(1) バリアフリーのまちづくりの推進	116
	(2) 企業等における認知症に関する取組推進	117
	(3) 社会参加支援	117

第5	自立と尊厳を守る介護サービスの充実	121
1	介護サービス基盤の整備	121
	(1)需要に応じた介護サービス基盤の整備	123
	(2)在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込み量の確保	126
2	介護サービスの質の確保・向上	128
	(1)事業者の指導・監督	128
	(2)高齢者虐待の防止	130
	(3)身体拘束の廃止	131
	(4)優良事業所の育成	132
3	介護サービスの安全対策の推進	137
	(1)高齢者施設等の防災・防犯対策	137
	(2)介護事業所の感染症対策	138
4	利用者及び介護家族等への支援	141
	(1)介護サービスの利用支援	141
	(2)家族による介護の支援	143
5	適正な介護保険制度の運用	145
	(1)保険者の介護保険財政等への支援	145
	(2)介護給付等の費用の適正化(第5期静岡県介護給付適正化計画)	147
第6	地域包括ケアを支える人材の確保・育成	153
1	介護職員の確保・育成	153
	(1)職場定着の促進	154
	(2)新規就業の促進	156
	(3)介護の仕事の理解促進	158
	(4)訪問介護員(ホームヘルパー)の確保・育成	159
	(5)外国人人材の確保・育成	160
	(6)介護現場の革新	163
2	ケアマネジャーの確保・育成	164
	(1)ケアマネジャーの確保	164
	(2)ケアマネジャーの育成	165
3	多様な担い手の確保・育成	167
	(1)介護職場での多様な人材の活躍推進	167
	(2)リハビリテーション専門職、歯科衛生士、 栄養士の確保・育成	168
	(3)地域支援事業における多様な担い手の確保・育成	169
参考	数値目標一覧	173

第3部 高齢者保健福祉圏域における計画

高齢者保健福祉圏域図・高齢者保健福祉圏域の状況	183
賀茂圏域	184
熱海伊東圏域	194
駿東田方圏域	202
富士圏域	210
静岡圏域	218
志太榛原圏域	226
中東遠圏域	234
西部圏域	242
県計	249

第4部 資料編

資料1 高齢者を取り巻く状況	253
1 高齢化等の状況	253
2 介護をめぐる状況等	259
(1)介護保険制度改正について	259
(2)認知症施策推進大綱	261
(3)関連図表	262
3 高齢者の生活と意識に関する調査	278
(1)高齢者一般調査、総合事業対象者調査及び 在宅要支援認定者調査の結果	278
(2)在宅要介護認定者調査の結果	292
4 地域医療に関する調査	295
(1)在宅医療について	295
(2)人生の最終段階における医療（終末期医療）について	296
資料2 計画策定体制と経過	298
1 計画策定・推進の体制	298
2 計画策定に係る経過等	299
(1)調査等の実施	299
(2)在宅医療の対応	299
(3)市町との連携	300
(4)県民意見等の反映	300
3 静岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会	302
4 静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議（県会議）	303
5 静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会	304
6 認知症施策推進部会	305
5 地域リハビリテーション推進部会	306
6 静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議（圏域会議）	307

資料3	介護サービス量等の算出方法	317
1	介護サービス量等の算出方法	317
	(1)介護サービス量・介護予防サービス量	317
	(2)介護・福祉サービス基盤	317
	(3)地域支援事業	318
2	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための基本的な指針	318
	(1)訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護 又は短期入所療養介護	318
	(2)居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 並びに居宅介護支援	318
	(3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	319
	(4)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設 サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス	319
	(5)介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問 リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション 及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養 介護	320
	(6)介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び 特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援	320
	(7)介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模 多機能型居宅介護	320
	(8)介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設 入居者生活介護	321
資料4	用語の説明	322